

新旧対照表

改正案

現行

茨城県感染症病原体等検査実施要領

茨城県感染症病原体等検査実施要領

1, 2 (略)

1, 2 (略)

3 検査の実施

実施する病原体等検査は、以下の場合とする。

- (1) 法第15条第1項, 第3項の規定に基づき, 感染症の発生の状況, 動向及び原因の調査に係る検査を行う場合
- (2) ~ (5) (略)

3 検査の実施

実施する病原体等検査は、以下の場合とする。

- (1) 法第15条第1項の規定に基づき, 感染症の発生の状況, 動向及び原因の調査に係る検査を行う場合
- (2) ~ (5) (略)

4 (略)

4 (略)

5 検査実施機関

検査実施機関は、衛生研究所とする。

ただし、衛生研究所において実施することが困難な検査については、国立感染症研究所に協力を依頼する。

5 検査実施機関

検査実施機関は、検査課を設置する保健所(以下「検査課設置保健所」という。)及び衛生研究所とし、別表のとおり検査を担当する。

ただし、衛生研究所において、検査不可能な病原体等検査については、国立感染症研究所及び検査可能な機関(以下、「国立感染症研究所等」という。)に保健予防課と協議のうえ衛生研究所が依頼するものとする。

6 ~ 13 (略)

6 ~ 13 (略)

付 則

- この要領は、平成11年4月1日から施行する。
- この要領は、平成17年4月1日から施行する。
- この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- この要領は、平成19年6月1日から施行する。
- この要領は、平成19年11月1日から施行する。
- この要領は、平成20年4月1日から施行する。
- この要領は、平成20年5月12日から施行する。
- この要領は、平成22年4月14日から施行する。
- この要領は、平成24年4月1日から施行する。
- この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- この要領は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

- この要領は、平成11年4月1日から施行する。
- この要領は、平成17年4月1日から施行する。
- この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- この要領は、平成19年6月1日から施行する。
- この要領は、平成19年11月1日から施行する。
- この要領は、平成20年4月1日から施行する。
- この要領は、平成20年5月12日から施行する。
- この要領は、平成22年4月14日から施行する。
- この要領は、平成24年4月1日から施行する。
- この要領は、平成26年4月1日から施行する。

(様式2)

保 第 号  
平成 年 月 日

衛生研究所長 殿

保健所長

感 染 症 検 査 依 頼 書

このことについて、下記の試験検査を依頼します。

記

検査対象感染症	一類感染症 ・エボラ出血熱 ・クリミア・コンゴ出血熱 ・痘そう ・南米出血熱 ・ペスト ・マールブルグ病 ・ラッサ熱 二類感染症 ・急性灰白髄炎 ・結核 ・ジフテリア ・重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る） <u>・中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る）</u> ・鳥インフルエンザ（H5N1） <u>・鳥インフルエンザ（H7N9）</u> 三類感染症 ・コレラ ・細菌性赤痢 ・腸管出血性大腸菌感染症 ・腸チフス <u>・パラチフス</u> 四類及び五類感染症（ ） その他（ ）
検査材料及び検査件数	・ふん便（ ）検体 ・吐物（ ）検体 ・血液（ ）検体 ・鼻腔咽頭粘液（ ）検体 ・髄液（ ）検体 ・培地（ ）検体 ・その他（ ）（ ）検体
検体提供者氏名 検体名	別添連名簿（様式6）のとおり
疫学情報	別添のとおり
その他参考となる事項	

(様式2)

保 第 号  
平成 年 月 日

衛生研究所長 殿

保健所長

感 染 症 検 査 依 頼 書

このことについて、下記の試験検査を依頼します。

記

検査対象感染症	一類感染症 ・エボラ出血熱 ・クリミア・コンゴ出血熱 ・痘そう ・南米出血熱 ・ペスト ・マールブルグ病 ・ラッサ熱 二類感染症 ・急性灰白髄炎 ・結核 ・ジフテリア ・重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る） ・鳥インフルエンザ（H5N1） 三類感染症 ・コレラ ・細菌性赤痢 ・腸管出血性大腸菌感染症 ・腸チフス、パラチフス 四類及び五類感染症（ ） その他（ ）
検査材料及び検査件数	・糞便（ ）検体 ・吐物（ ）検体 ・血液（ ）検体 ・鼻腔咽頭粘液（ ）検体 ・髄液（ ）検体 ・培地（ ）検体 ・その他（ ）（ ）検体
検体提供者氏名 検体名	別添連名簿（様式6）のとおり
疫学情報	別添のとおり
その他参考となる事項	

(様式3)

保 第 号  
平成 年 月 日

衛生研究所長 殿

保健所長

病原体（菌株等）送付書

このことについて、下記の病原体を送付します。

記

検査対象感染症	一類感染症 ・エボラ出血熱 ・クリミア・コンゴ出血熱 ・痘そう ・南米出血熱 ・ペスト ・マールブルグ病 ・ラッサ熱 二類感染症 ・急性灰白髄炎 ・結核 ・ジフテリア ・重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る） <u>・中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る）</u> ・鳥インフルエンザ（H5N1） <u>・鳥インフルエンザ（H7N9）</u> 三類感染症 ・コレラ ・細菌性赤痢 ・腸管出血性大腸菌感染症 ・腸チフス ・パラチフス 四類及び五類感染症（ ） その他（ ）
病原体及び件数	・ 二類感染症（ ） 件 ・ 三類感染症（ ） 件 ・ その他（ ） 件
提供者氏名	
疫学情報等	発生届、疫学調査票、承諾書を参照願います。
検査機関名	<検査機関名> <連絡先>
その他	

(様式3)

保 第 号  
平成 年 月 日

衛生研究所長 殿

保健所長

病原体（菌株等）送付書

このことについて、下記の病原体を送付します。

記

検査対象感染症	一類感染症 ・エボラ出血熱 ・クリミア・コンゴ出血熱 ・痘そう ・南米出血熱 ・ペスト ・マールブルグ病 ・ラッサ熱 二類感染症 ・急性灰白髄炎 ・結核 ・ジフテリア ・重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る） ・鳥インフルエンザ（H5N1） 三類感染症 ・コレラ ・細菌性赤痢 ・腸管出血性大腸菌感染症 ・腸チフス、パラチフス 四類及び五類感染症（ ） その他（ ）
病原体及び件数	・ 二類感染症 <u>（結核菌、ジフテリア菌）</u> 件 ・ 三類感染症 <u>（赤痢菌 腸管出血性大腸菌 腸チフス菌 パラチフス菌）</u> 件 ・ その他（ ） 件
提供者氏名	
疫学情報等	発生届、疫学調査票、承諾書を参照願います。
検査機関名	<検査機関名> <連絡先>
その他	